

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

第1章 共通仕様書

1 業務目的

本業務は、札幌市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第8条に基づき、発寒清掃工場更新事業の環境影響評価を行う方法を取りまとめた環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）作成の業務を行うものとする。

2 業務名称

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

3 履行場所

札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1-1 ほか（発寒清掃工場敷地及び周辺）

4 履行期間

契約締結日より令和6年（2024年）3月29日まで

5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に委託者と協議を行うこと。また、概要資料・成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

（1）契約締結後速やかに提出する書類

ア 業務着手届	2部
イ 業務責任者等指定通知書	2部
ウ 主任技術者経歴書	2部
エ 業務工程表	2部

（2）契約締結後7日以内に提出する書類

ア 業務実施計画書	2部
-----------	----

（3）業務期間中に提出する書類

ア 業務協議簿	2部
協議後3日以内に提出すること	
イ 打合せ記録	2部
打合せ後3日以内に提出すること	

（4）業務完了後直ちに提出する書類

ア 業務完了届	2部
成果品目録を添付すること	

イ 成果報告書	2部
ウ 参考資料	2部
エ 方法書本書(製本)	5部
オ 方法書要約書(製本)	5部
カ 電子データ(方法書本書及び要約書を含む)	1式

(5) その他委託者が適正な業務履行確認のため、必要と認めた書類(打合せ記録を含む)

(6) 業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

(7) 成果報告書に関する注意事項

ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料は全て明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)

イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

ウ 作成にあたって、調査収集資料及び解析検討結果は図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理すること。その様式・内容・作成する図面のサイズ・表現方法など編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。

エ 検討書・計算書・資料集・業務協議簿・業務状況写真・その他委託者から指定されたものを添付すること。

オ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。

カ 電子データは、原則以下の2種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。Microsoft Office形式等(Microsoft Office365と互換性があること)の編集可能形式とPDF形式で作成すること。

キ 編集可能形式の電子データは委託者が自由に変更できる状態にすること。また、PDF形式の電子データは印刷ができる状態にすること。

7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、受託者が自ら作成したもの以外についてはこの限りではない。

8 再委託について

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、再委託承諾願を事前に提出のうえ委託者の承諾を得ること。

9 業務管理

(1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、平成25年(2013年)4月以降で廃棄物処理施設に関する環境影響評価または生活環境影響評価の業務経験がある主任技術者を定めること。

(2) 主任技術者は、技術士(総合技術監理部門-環境-環境影響評価又は同等科目)、技術士(総合技術監

理部門-衛生工学-廃棄物・資源循環又は同等科目)、技術士(環境部門-環境影響評価又は同等科目)、技術士(衛生工学部門-廃棄物・資源循環又は同等科目)のいずれかの資格を有すること。

- (3) 受託者は、業務責任者及び主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置しなければならない。また主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、業務責任者は主任技術者を兼務することができるものとする。
- (4) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り業務責任者が出席すること。
- (5) 本業務についての打合せ(協議)は、委託者又は業務責任者等が必要と認めたときに実施し、受託者が記録すること。
- (6) 共通仕様書、特記仕様書及び企画提案書を基に設定した各業務項目の履行状況について適切な管理を実施し、委託者へ適宜報告すること。

10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出すること。

11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

12 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

13 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

第2章 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、発寒清掃工場更新事業を対象に、条例第8条に基づき、環境影響評価を行う方法を取りまとめ、令和6年度の公告・縦覧に向けて方法書及び要約書の作成を行うものとする。

2 業務の内容

本委託業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 方法書(本書及び要約書)の作成

ア 方法書は、発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)及び条例第6条の10第1項の市長の意見(以下「市長意見」という。)の内容を踏まえるものとする。

イ 図表等を適切に用いること。

ウ 配慮書で使用されている文言、表現等について、統一して使用すること。

エ 方法書の作成に関する作業内容は次の項目とする。

(ア) 第一種事業の目的及び内容の更新

配慮書で示される「第一種事業の目的及び内容」について、配慮書を踏襲したうえで、方法書で記載が必要な内容について修正を行う。

(イ) 影響想定地域の概況の更新

配慮書で示される事業想定区域及びその他第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「影響想定地域」という。)の概況に関して、配慮書を踏襲したうえで、方法書で記載が必要な内容について修正を行う。なお、影響想定地域の範囲については、再度条件等を整理し、見直すこと。

(ウ) 調査、予測及び評価の結果の整理

配慮書で示される調査、予測及び評価の結果を方法書として整理する。

(エ) 市長意見に対する事業者の見解の作成

配慮書に対する市長意見について事業者の見解を作成する。

(オ) 環境影響評価項目の選定

配慮書及び市長意見等に基づき、環境影響評価項目を選定する。配慮書を踏襲したうえで、必要に応じて選定項目の追加を行う。

(カ) 調査、予測及び評価の方法

配慮書で示される調査、予測及び評価の方法並びに市長意見等を踏まえ、環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法を選定する。

(キ) その他

a 必要に応じて他都市の環境影響評価内容に関する調査を行うこと。

(類似規模の施設における大気、騒音・振動、悪臭等の測定結果等をまとめる)

b 必要に応じて資料(最新年度データ、文献及び関係省庁公開データ等)の収集を行うこと。ただし、配慮書で収集した資料は提供するものとする。

c 作成した図書については、条例に基づき縦覧を行うことから、公開図書としての品質を確保すること。誤記、フォント、文言統一、文章体裁及び構成の統一等に留意し、成果物の中間提出時にもこれらについて留意すること。なお、縦覧については本業務に含まない。

(2) 環境影響評価項目における本業務の検討事項一覧

ア 次の項目に関しては、配慮書を踏襲するが、方法書の図書作成にあたり追加検討を行い、調査、予測及び評価方法等の記載を行うこと。

イ 調査、予測及び評価に関しては、環境基準等を遵守する方針のみではなく、環境への影響を低減できるかどうかについて、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載することを念頭に方法書として記載すること。

(ア) 大気質

- a 現地調査方法の検討
- b 地上気象及び上層気象の調査方法に関する検討
- c 大気質の短期濃度及び長期濃度に関する予測、評価方法の追加検討（煙突排ガスの影響に関する短期的評価、定量的評価方法の検討を含む）
- d 車両による大気汚染に関する対象項目追加の検討（車両排ガスによる影響について、交通量増大地点の調査、予測、定量的調査方法に関する検討を含む）
- e 建設工事中の粉じん等の調査、予測、評価方法の検討
- f 試運転時の現発寒清掃工場と新発寒清掃工場が同時稼働する場合を想定した予測、評価方法の検討
- g 地形を考慮した調査、予測、評価方法の検討

(イ) 騒音・振動及び低周波音（超低周波音含む）

- a 現地調査方法の検討
- b 施設稼働による騒音に関する定量的評価方法の検討
- c 車両の走行による騒音に関する定量的評価方法の検討
- d 搬出入車両による影響に関する交通量増大地点の調査及び予測、定量的調査方法の検討
- e 試運転時の現発寒清掃工場と新発寒清掃工場が同時稼働する場合を想定した予測、評価方法の検討
- f 低周波音（超低周波音含む）に関する対象項目追加の検討
- g 地形を考慮した調査、予測、評価方法の検討

(ウ) 悪臭

- a 現地調査方法の検討
- b 発生源からの大気拡散計算等による予測方法の検討
- c 短期的に悪臭の影響が現れる気象条件に関する調査方法等の検討
- d 廃棄物の貯留に伴い施設から漏洩する悪臭の程度に関する定量的評価方法の検討
- e 試運転時の現発寒清掃工場と新発寒清掃工場が同時稼働する場合を想定した予測、評価方法の検討

(エ) 水質

- a 環境影響評価項目選定有無の再確認（選定が必要な場合は、以下の項目について検討）
- b 工事期間中に発生する濁水等の発生の調査、予測、評価方法の検討

(オ) 地形及び地質

- a 工事等における地形及び地質への影響に関する調査、予測、評価方法の検討

(カ) 日照阻害

- a 日影発生時間等について、調査及び予測方法の検討

(キ) 電波障害

- a 現地調査方法の検討
- b 電波障害発生地域に関する調査、予測、評価方法の検討

(ク) 植物・動物・生態系

- a 環境影響評価項目選定有無の再確認（選定が必要な場合は、以下の項目について検討）
- b 現地調査方法の検討
- c 建設工事中の影響（建設機械稼働、工事車両運行等）に関する調査、予測、評価方法の検討

(ケ) 景観

- a 景観に関する調査、予測、評価方法の検討（緩衝緑地等による見え方の評価を含む）

(コ) 人と自然との触れ合いの活動の場

- a 環境影響評価項目選定有無の再確認（選定が必要な場合は、以下の項目について検討）
- b 工事車両がアクセス状況に与える影響についての調査方法を検討する。

(サ) 廃棄物等

- a 施設から発生する廃棄物（焼却灰や耐火物等）について、焼却施設の使用手法や運営計画等を踏まえた選定に関する検討
- b 工事中に発生する建設副産物（残土等）に関する調査、予測、評価方法の検討

(シ) 温室効果ガス

- a 排ガスの影響に関する調査、予測、評価方法の検討

(ス) その他

- a 配慮書記載事項見直しの検討

(3) 打合せ

ア 方法書の作成にあたり、委託者の求めに応じて打ち合わせを行うこと。

(4) その他

ア 計画段階環境配慮書の公開ページ

https://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu_koushin/kankyoeikyohyoka_hairyosho.html

イ 方法書の製本を行うこと。製本の詳細については、委託者と協議のうえ決定すること。

令和5年度

業務積算書（見積参考）

業務名

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計書の一部を、見積もり算定の参考として提示するもので、契約上これを拘束するものではありません。

令和5年3月 単価適用

札幌市環境局環境事業部

業務内容説明書

1 業務名称 発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

2 履行場所 札幌市西区発寒15条14丁目1-1ほか
(発寒清掃工場敷地及び周辺)

3 委託業務費	金	円
業務価格	金	円
消費税等相当額	金	円

4 履行期間 契約締結日より令和6年（2024年）3月29日まで

5 業務内容

本業務は、札幌市環境影響評価条例第8条に基づき、発寒清掃工場更新事業の環境影響評価を行う方法を取りまとめた環境影響評価方法書作成の業務を行うものとする。

算出調書(1)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(ア) 第一種事業の目的及び内容の更新						
主任技師		人	0.5			
技師 (A)		人	1.0			
技師 (B)		人	1.0			
技師 (C)		人	0.7			
技術員		人	0.0			
小計						

算出調書(2)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(イ) 影響想定地域の概況の更新						
主任技師		人	0.7			
技師 (A)		人	2.3			
技師 (B)		人	5.0			
技師 (C)		人	2.3			
技術員		人	3.7			
小計						

算出調書(3)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(ウ) 調査、予測及び評価の結果の整理						
主任技師		人	0.5			
技師 (A)		人	1.3			
技師 (B)		人	1.7			
技師 (C)		人	1.3			
技術員		人	0.0			
小計						

算出調書(4)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(エ) 市長意見に対する事業者の見解の作成						
主任技師		人	1.0			
技師 (A)		人	1.3			
技師 (B)		人	2.0			
技師 (C)		人	1.3			
技術員		人	0.0			
小計						

算出調書(5)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(オ) 環境影響評価項目の選定						
主任技師		人	1.3			
技師 (A)		人	2.5			
技師 (B)		人	2.5			
技師 (C)		人	0.0			
技術員		人	0.0			
小計						

算出調書(6)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(カ) 調査、予測及び評価の方法						
主任技師		人	1.3			
技師 (A)		人	4.0			
技師 (B)		人	4.0			
技師 (C)		人	0.7			
技術員		人	0.0			
小計						

算出調書(7)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(キ) その他						
主任技師		人	0.7			
技師 (A)		人	1.7			
技師 (B)		人	2.7			
技師 (C)		人	3.7			
技術員		人	4.3			
小計						

算出調書(8)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(2) 環境影響評価項目における本業務の検討事項						
主任技師		人	1.5			
技師 (A)		人	6.0			
技師 (B)		人	8.0			
技師 (C)		人	7.3			
技術員		人	11.3			
小計						

算出調書(9)

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書作成業務

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
(3) 打合せ						
主任技師		人	2.2			
技師 (A)		人	3.2			
技師 (B)		人	2.2			
技師 (C)		人	0.0			
技術員		人	0.0			
小計						